

## 志摩市オリジナルボトル購入及び販売に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、志摩市（以下「市」という。）が作製する志摩市オリジナルボトル（以下「オリジナルボトル」という。）を市内の事業者が販売する上で、市と事業者が良好な関係のもと購入及び販売できるよう定めるものであり、官民によるパートナーシップにより、オリジナルボトルの販売をとおして、ゼロカーボンシティしま及びゼロカーボン・パーク並びに SDGs を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 志摩市オリジナルボトル 市が作製するオリジナルデザインのボトル（水筒）をいい、オリジナルデザインの著作権は市に帰属するものとする。
- (2) 事業者 収益事業を営む法人又は個人をいう。
- (3) 購入 事業者が、市からオリジナルボトルを購入することをいう。
- (4) 販売 事業者が、市内の店舗でオリジナルボトルを販売することをいう。

### (事務の所掌)

第3条 この基準に関する事務は、志摩市市民生活部環境・ごみ対策課(以下「担当課」という。)が行うものとする。

### (登録等)

第4条 オリジナルボトルの販売を希望する事業者は、志摩市オリジナルボトル販売店登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を担当課に提出するものとする。

- 2 担当課は、前項の申請が次条の要件を満たすと認めるときは、事業者を販売店として登録するものとする。
- 3 担当課は、前項の登録をしたときは、事業者の情報を市ホームページ等において公表することができる。ただし、情報の掲載を希望した事業者に限る。

### (登録申請時の確認事項)

第5条 事業者は、オリジナルボトルの販売店として申請するにあたり、次の各号について確認した旨を申請書に記載するものとする。

- (1) 市とともに 2050年カーボンニュートラルの達成や SDGs の推進など、ゼロ

カーボンシティしもの実現に取り組む姿勢があること。

- (2) 市内に店舗を有し販売可能であること。なお、店舗による販売のほか、第 8 号に該当しない場合に限り、自社ホームページによるインターネット通信販売を行うことも可能とする。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 志摩市暴力団排除条例（平成 23 年志摩市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。
- (6) 市のイメージを損なう又は正しい理解への妨げとなる活動をしないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (8) インターネットオークションやフリマアプリ等での高額転売を目的としないこと。
- (9) この基準を遵守し、違反した場合は登録を取り消されても異議がないこと。

(購入及び販売の条件)

第 6 条 オリジナルボトル購入及び販売の条件については、次の各号のとおりとする。

- (1) オリジナルボトルの購入単位については、12 本（3 色各 4 本ずつ）を 1 単位とする。なお、購入に係る価格については、別に定める。
- (2) オリジナルボトル購入後について、ボトルの製造不良や印刷の不具合によるものといった事業者の責めによらない不具合品については、担当課に申し出て交換することができる。
- (3) 一度に大量の購入を希望する場合は、他の事業者が購入できないおそれがあるため、担当課の判断で購入数を調整することがある。
- (4) 事業者は、担当課にオリジナルボトルの在庫状況を確認した上で購入するものとする。なお、確認時に事業者が希望する数の在庫がない場合は、担当課が、当該事業者から購入希望数を聞き取り、次にオリジナルボトルの納品があった場合に優先して購入できるよう配慮するものとする。
- (5) 事業者は、販売価格等を自ら決定するものとするが、第 1 条の目的の趣旨に鑑み、購入価格に比して著しく高価に販売することのないよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

第 7 条 事業者は、第 4 条第 2 項で登録した内容に変更が生じたときは、志摩市オリジナルボトル販売店登録内容変更届（様式第 2 号）を担当課へ提出する

ものとする。

(登録の解除)

第8条 事業者は、登録を解除しようとするときは、志摩市オリジナルボトル販売店登録解除届(様式第3号)を担当課へ提出するものとする。

2 事業者は、第1項及び次条の規定による登録の解除又は取消しが行われた場合でも、当該事業者が保有する在庫に限り販売を継続できるものとする。

3 事業者は前項の規定により販売を継続する場合についても第5条各号に規定する販売の条件を遵守しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 担当課は、事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消しを行うことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により登録した場合

(2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(3) ゼロカーボンシティの達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合

(4) その他、担当課が販売店として適当でないと認める場合

2 担当課は、登録の取り消しを行った場合は、当該事業者に登録を取り消したことを通知するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めのない事項及びこの基準により難しい事項については、必要に応じ担当課において定めるものとする。

附 則

この基準は、令和4年11月18日から適用する。